

別表2

庁内組織各課	新設	変更							
	新設	店舗面積		駐車場					
		増床	削減 (既存店)	位置の変更	位置の変更の 軽微変更の適 用について	収容台数の 増加 (既存店)	収容台数の減少	駐車場の位置の変更 を伴わない出入口の 数及び位置の変更	駐車場の位置の変 更を伴う出入口の数 及び位置の変更
都市計画課 北部都市整備事務所	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
土地政策課	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
道路保全課	○	△大規模な 増床にあつた場 合	×	×	×	×	×	×	×
道路企画課	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
交通政策課	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
建築行政課	○	○	×	×	×	×	×	×	×
環境保全課	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	×	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
一般廃棄物対策課	○	○	×	×	×	×	×	×	×
産業廃棄物対策課	○	○	×	×	×	×	×	×	×
こども若者政策課 (青少年育成センター)	○	○	×	×	×	×	×	×	×
土木整備事務所	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	×	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合
県警本部	○	○	×	△軽微変更に 該当しない場 合	○	○	△変更後に指針の 台数を満たさない場 合等	○	△駐車場の位置変 更が軽微変更にあ つて該当しない場 合

庁内組織各課	変更							
	駐輪場				荷さばき施設			
	位置の変更	位置の変更の 軽微変更の適 用について	収容台数の 増加 (既存店)	収容台数の減少	位置の変更	位置の変更の 軽微変更の適 用について	面積の増加 (既存店)	面積の減少
都市計画課 北部都市整備事務所	×	×	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等
土地政策課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等
道路保全課	×	×	×	×	×	×	×	×
道路企画課	×	×	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等
交通政策課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等
建築行政課	×	×	×	×	×	×	×	×
環境保全課	×	×	×	×	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	△変更後に騒音発生源が集中 する場合等
一般廃棄物対策課	×	×	×	×	×	×	×	×
産業廃棄物対策課	×	×	×	×	×	×	×	×
こども若者政策課 (青少年育成センター)	×	×	×	×	×	×	×	×
土木整備事務所	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等
県警本部	×	×	×	△変更後に指針の台 数を満たさない場合等	△軽微変更 に該当しな い場合	○	×	△変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等

庁内組織各課	変更							
	廃棄物保管施設				営業時間			
	位置の変更	位置の変更 についての 軽微変更の 適用につ いて	容量の増加 (既存店)	容量の減少	開店時刻の繰上げ	開店時刻の繰下げ又は 閉店時刻の繰上げ (既存店)	閉店時刻の繰下げ	一部小売業者の繰上 げ又は繰下げを既成 営業時間と同じくす る場合
都市計画課 北部都市整備事務所	×	×	×	×	△9時より前に繰り上 げる場合	×	×	×
土地政策課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	×	×	×	×	×
道路保全課	×	×	×	×	×	×	×	×
道路企画課	×	×	×	×	△9時より前に繰り上 げる場合	×	×	×
交通政策課	×	×	×	×	△9時より前に繰り上 げる場合	×	×	×
建築行政課	×	×	×	×	×	×	×	×
環境保全課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	×	○	×	○	○
一般廃棄物対策課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	○	×	×	×	×
産業廃棄物対策課	△軽微変更 に該当しな い場合	○	○	○	×	×	×	×
こども若者政策課 (青少年育成センター)	×	×	×	×	△24時間営業とする 場合	×	○	○
土木整備事務所	×	×	×	×	×	×	×	×
県警本部	×	×	×	×	△9時より前に繰り上 げる場合	×	×	×

庁内組織各課	変更 荷さばき		
	開始時刻の繰上げ	開始時刻の繰下げ又は 終了時刻の繰上げ	終了時刻の繰下げ
	都市計画課 北部都市整備事務所	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合
土地政策課	×	×	×
道路保全課	×	×	×
道路企画課	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合
交通政策課	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合
建築行政課	×	×	×
環境保全課	○	×	○
一般廃棄物対策課	×	×	×
産業廃棄物対策課	×	×	×
こども若者政策課 (青少年育成センター)	×	×	×
土木整備事務所	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合
県警本部	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合	△周辺交通に影響を 与える場合